

Early Startの資格判断におけるガイドライン(Eligibility Determination Guidelines for Early Start)

出生から3歳までの乳幼児に対するカリフォルニア州の早期介入プログラム



次はEarly Startの対象となる可能性のあるお子様の条件です。

- A. 発達遅れ (Developmental Delay) :** 発達遅れがある乳幼児とは、認知的発達、身体的発達、コミュニケーション能力の発達、社会的または情緒的な能力の発達、適応能力の発達のうち、1つ以上の領域で遅れがみられるお子様を指します。発達に遅れがある乳幼児は、その年齢に期待される発達レベルと、現在の機能レベルとの間に著しい差があると判断された乳幼児のことを指します。この判断は保護者を含む多様な専門分野のチームによって認められた、またはその一員である有資格者によって行われます。
- 発達遅延の診断は、診療所の観察や保護者の報告のほか、標準化された評価ツールを用いた評価に基づきます。
 - 「発達遅延」に基づくサービス受給の資格は、RCOCの臨床専門家による慎重な審査の後にのみ決定される必要があります。(このカテゴリーの資格がある乳幼児は以下に示す次の5つの発達領域の1つに25%の遅延がみられなければなりません。)
- 1. 認知的発達 (Cognitive Development) :** 認知的な遅れは他の発達領域の遅れに関連し、それを示している場合が多いです。評価では、記憶、知覚、模倣行動、問題解決、そして年長児(生後24か月以上)では言語的推論における乳幼児のスキルが考慮されるべきです。
 - 2. 身体的発達 (Physical Development) :** 粗大運動、微細運動、視覚、聴覚(gross motor and fine motor skills, vision and hearing)が含まれます。粗大運動(Gross motor)とは、脚、体幹、腕、首などの大きな筋肉を使う技能を指します。微細運動(Fine motor)とは、手をつかむことや視覚的運動技能(手と目の協調)など、より小さな筋肉を使う技能を指します。
 - 3. コミュニケーション能力の発達 (Communication Development) :** 受容言語と表現言語(receptive and expressive language)の両方が含まれます。受容言語とは一般的に他者の言語を理解することを指します。表現言語における遅延はお子様コミュニケーションをとらず、話したり、自分を表現したりしていない場合に見られます。たとえば、24か月までに2語の質問ができるようになることが1つのマイルストーンとなります。

Early Startの資格判断におけるガイドライン(続き)

4. 社会的 / 情緒的な能力の発達 (Social/Emotional Development) :社会的/情緒的な遅れのために資格があると判断されやすいお子様は通常、乳幼児と親、または乳幼児と養育者の間の愛着が乏しく、自傷的な行動をとり、社会的相互作用に関連したさらなるグローバル遅延を示します。

5. 適応能力の発達 (Adaptive Development) :適応領域の遅延は、摂食などの自助能力の獲得の遅れと定義されます。適応能力の遅延は通常、他の発達領域と相互に依存しています。

B. 確立されたリスク状態 (Established Risk Conditions) :リスク状態が確立された小児とは、病因が判明している、または発達に有害な結果をもたらす状態の小児を指します。状態は次のとおりになる必要があります。

- 保護者を含む多様な専門分野のチームによって認められた、またはその一員である有資格の臨床医によって診断されます。
- 上記の5つの発達領域のうち1つ以上において、発達の遅滞につながる可能性が高いことが知られています。

確立されたリスクがある可能性がある状態には、胎児性アルコール症候群や、ダウン症候群、脆弱X症候群、プラダー・ウィリー症候群などの発達の遅れを伴う遺伝的疾患が含まれます。

C. 高リスク (High Risk) :乳幼児が以下の2つ以上の要因を兼ね備えていることを多様な専門分野のチームが判断した場合、発達障害のリスクは高くなります。

- 妊娠32週未満の未熟児および/または1500グラム未満の低出生体重児。
- 生後28日間で48時間以上の補助人工呼吸を使用。
- 妊娠期間に対して小さい:国立健康統計センターの成長チャートで3パーセンタイル以下。
- 5分間のアプガースコアが0~5の新生児無酸素症。
- 通常の交換輸血レベルを超える低血糖、酸血症、高ビリルビン血症を含みますがこれに限定されない、重度かつ持続的な代謝異常。
- 新生児発作または生後3年間の非発熱性発作。
- 中枢神経系の病変または異常。
- 中枢神経系の感染症。
- 傷害、事故または疾病を含みますがこれらに限定されない、発達成果に重大なまたは永続的な影響を及ぼす可能性のある生物医学的発作。
- 発達に影響を及ぼす可能性のある複数の先天異常または遺伝性疾患。
- 出生前における、既知の催奇形物質へのばく露。
- 出生前における薬物へのばく露、乳児新生児毒性スクリーニング陽性、または症候性新生児毒性または離脱症状。
- 臨床的に重大な発育不全(標準的な成長チャートで年齢に対して3パーセンタイルを持続的に下回る体重、または年齢に対する理想体重の85%未満の体重、および/または急性の体重減少、または成長曲線上で2つ以上の主要パーセンタイルの減少を伴う体重増加不全を含みますが、これに限定されません)。
- 既知の診断状態に付随する以外の持続的な筋緊張低下または筋緊張亢進。

- 乳幼児の親が発達障害者であり、乳幼児が早期介入サービスを必要とすると多様な専門分野のチームが判断した場合にも、発達障害のリスクが高まります。

D. 低発症 (Low Incidence) :低発症とは、以下のような発症率の低い障害の1つまたは組み合わせを意味します。

第17条52000項 - 視覚障害、聴覚障害または整形外科的障害があり、認知能力が正常範囲内であること。

上記の発症率の低い障害は、地方教育当局のIFSPチームが判断するように、乳幼児の学習と発達に重大な影響を与える可能性があります。

オレンジ郡リージョナルセンターはこのようなお子様のための中心的な紹介機関で、Early Startサービスのために家族を地方教育当局に紹介いたします。発症率の低い障害のみを持つ乳幼児は、地域センターのサービスを受ける資格はありませんが、すべてのご家族がRCOCのComfort Connectionファミリーリソースセンターを通じた支援とリソースをご利用いただけます。

カリフォルニア州規則(第17条、第2部第2章 - 早期介入サービス第1節 - 総則第2項 - カリフォルニア州Early Startプログラムへの資格第52022項資格条件)では、サービスを受ける資格として、障害者教育法および適用される規則(合衆国法典第20編第1471条他)に規定される早期介入サービスの必要性が評価および査定によって文書化され、次の基準のいずれかに該当する、出生から2歳(最長36か月)の乳幼児と定義します。

TBL第2条および第3条:第95014項2015年1月1日以降の政府規定。